



「1トン未満フォークリフトの運転の業務に係る特別教育」開催について

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、省令で定める危険又は有害な業務に就業させるときは、省令に定める特別の教育を行わなければならないこととなっており、「最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務」に従事するには特別教育が必要(労働安全衛生規則第36条第5号)です。ついては最大荷重1トン未満のフォークリフトの業務に従事する方を対象に下記の通り教育を実施しますのでご案内申し上げます。学科及び実技教育修了者には特別教育修了証を交付いたします。

記



- 1. 日時 令和6年10月29日(火) 9:20~17:00
2. 場所 青色会館 5F 会議室 (小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容 1) 走行、荷役装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識
2) 運転に必要な力学の知識
3) 関係法令 (当日は学科教育のみ)

※ 実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は修了証を取得されている方)し、実技修了証明書を11月29日(金)までに郵送にて提出して頂きます。(事務所持参も可)
詳細は学科教育当日に説明いたします。

注意: 1トン未満のフォークリフトでの実技実習が可能かご確認ください

- 4. 受講資格 満18才以上
5. 会費 【会員】 9,250円 (受講料7,110円、テキスト代1,340円、弁当代800円)
【一般】 12,250円 (受講料10,110円、テキスト代1,340円、弁当代800円)
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
6. 定員 30名 (定員になり次第締切ります)
7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
8. 申込期限 10月18日(金)まで
9. 申込取消 10月23日(水)まで それ以降は受講料の返金できませんので、ご了承下さい。

※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

「1トン未満フォークリフトの運転の業務に係る特別教育」申込書 (令和6年10月29日)

Table with 5 columns: 会員番号, 事業場名, 所在地, TEL, FAX

Table with 6 columns: 氏名, 生年月日, 氏名, 生年月日

Table with 4 columns: 受講料, 振込予定日, 振込先, 名義

<申込先/FAX:0465-24-5820>

お問合せ/(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753